

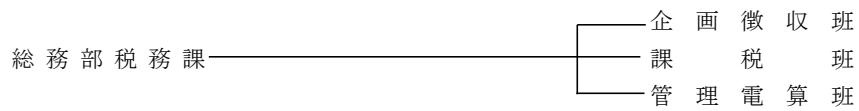
第7 税務機構に関する調

1	税務機構	203
2	事務分掌	204
3	本庁及び事務所等職員定数及び現員数	208
4	分掌別税務職員配置数	208
5	職名別・年齢別人員表	208

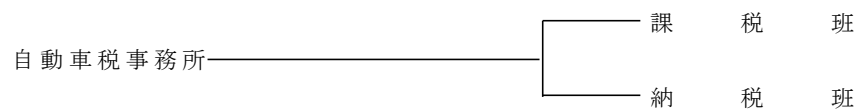
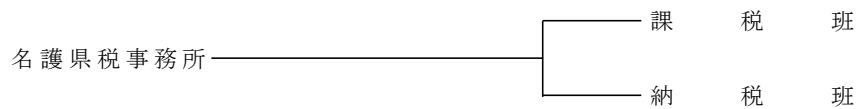
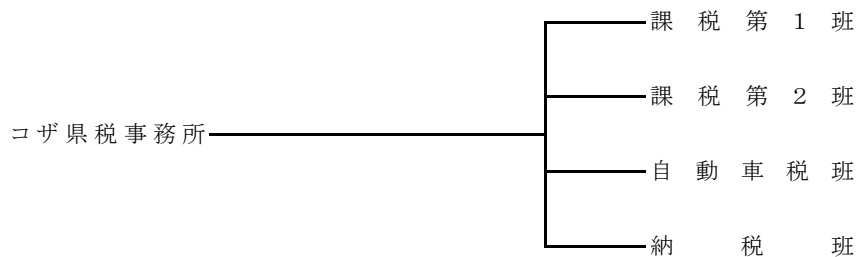
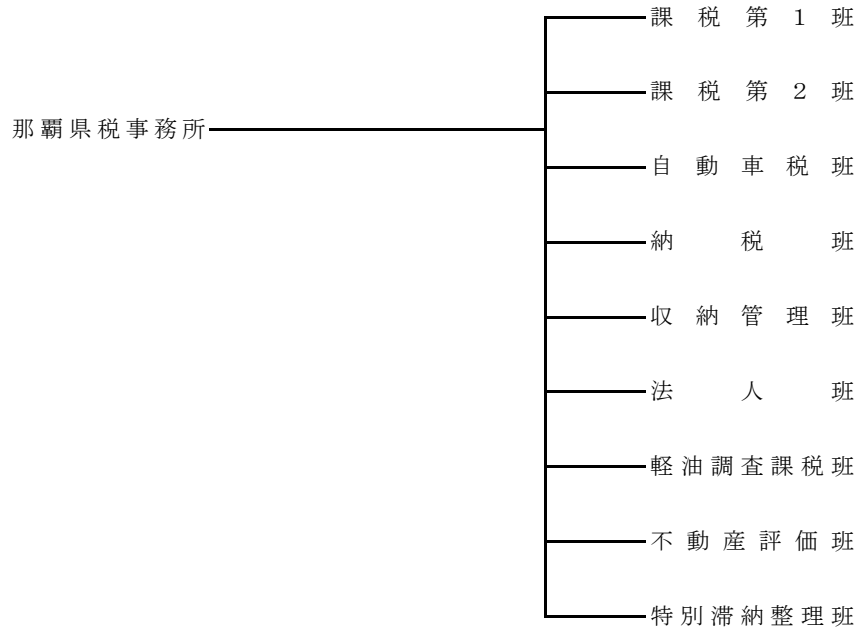
1 税務機構

(R5. 4. 1現在)

[本 庁]



[出 先]



宮古事務所 ————— 県 税 課

八重山事務所 ————— 県 税 課

2 事務分掌

本庁税務課

企画徴収班

- (1) 県税事務所(事務所県税課)に関すること。
- (2) 事務改善に関すること。
- (3) 県税条例、規則等に関すること。
- (4) 県税職員の研修に関すること。
- (5) 県税関係法令の実施及び総務省報告に関すること。
- (6) 他都道府県(行財政)照会事務に関すること。
- (7) 県税制度の調査研究に関すること。
- (8) 税理士登録に関すること。
- (9) 県税徴収についての不服審査及び訴訟に関すること。
- (10) 予算及び経理に関すること。
- (11) 文書の收受及び庶務に関すること。
- (12) 徴収事務の指導に関すること。
- (13) 県税に関する広報宣伝に関すること。
- (14) 県税及び県税外収入の予算等に関すること。
- (15) 県税窓口業務等の委託及び県税の収納委託に関すること
- (16) 新税に関すること。
- (17) その他、他班に属しない事務に関すること。

課税班

- (1) 県民税、事業税、不動産取得税、自動車税、鉾区税、狩猟税の事務指導に関すること。
- (2) 地方消費税、県たばこ税、ゴルフ場利用税、軽油引取税及、石油価格調整税、産業廃棄物税の事務指導に関すること。
- (3) 法定外目的税の導入検討及び準備に関すること。
- (4) 大規模償却資産の指定及び価格の決定に関すること。
- (5) 県税の減免に関すること。
- (6) 県税賦課についての不服審査及び訴訟に関すること。
- (7) 犯則取締に関すること。
- (8) 県税証紙に関すること。
- (9) 県税に関する諸交付金に関すること。
- (10) 特別法人事業税(地方法人特別税含む)に関すること。
- (11) ふるさと沖縄寄附金に関すること。

管理電算班

- (1) 新税務事務トータルシステムの運用に関すること。
- (2) 税務関連システムの運用管理に関すること。
- (3) ネットワーク及び情報機器の維持管理に関すること。
- (4) 情報セキュリティに関すること。
- (5) 管理事務の指導に関すること。
- (6) 月例出納検査及び監査に関すること。
- (7) 次世代税務システムの開発に関すること。

出先

1 県税事務所の各班の事務分掌は、次のとおりとする。

課税第1班

- (1) 庶務に関すること。
- (2) 庁舎管理に関すること。
- (3) 徴収金及び歳入歳出外現金の収納保管に関すること。
- (4) 徴収金に係る過誤納金等の還付及び充当に関すること。(収納管理班が分掌する事務を除く)
- (5) 徴収金の決算及び統計に関すること。
- (6) 県税及び県税外収入等の諸報告に関すること。
- (7) 収入証紙の受払いに関すること。
- (8) ゴルフ場利用税及び狩猟税の賦課に関すること。
- (9) 免税軽油使用者証及び免税証の交付及び返納に関すること。
- (10) 県たばこ税及び軽油引取税に係る調査、相談及び情報提供に関すること。
- (11) その他、他班の分掌に属しない事務に関すること。

課税第2班

- (1) 個人事業税の賦課、検査、調査及び犯則の取締りに関すること。
- (2) 不動産取得税及び県固定資産税の賦課、検査、調査及び犯則の取締りに関すること。
- (3) (1)及び(2)の事務に係る異議申し立て及び過料処分に関すること。
- (4) (1)(2)の事務に係る異議申し立て及び過料処分に関すること。
- (5) 法人県民税及び法人事業税に係る調査、相談及び情報提供に関すること。

自動車税班

- (1) 徴収金の徴収に関すること。
- (2) 徴収金の滞納処分に関すること。
- (3) 徴収金の徴収嘱託及び受託並びに徴収引継及び引受けに関すること。
- (4) 徴収金の徴収及び滞納処分事務に係る審査請求に関すること。
- (5) 徴収猶予、滞納処分の停止及び不納欠損に関すること。
- (6) 自動車税種別割の定期賦課(浦添市を除く。)及び督促状の発付(浦添市除く)に関すること。
- (7) 自動車税種別割税額変更・課税及び非課税車両の処理・納税義務者変更等に関すること。
- (8) 自動車税種別割の身体障害者等減免手続に関すること。

納税班

- (1) 自動車税班の(1)から(5)の業務と同じ。
- (2) 個人県民税及び森林環境税に関すること。
- (3) 督促状の発付に関すること。
- (4) 納税証明に関すること。
- (5) 収入証紙の受払いに関すること。

収納管理班

- (1) 徴収金の領収済通知書等に関する事。
- (2) 県税諸報告(月報)に関する事。
- (3) 徴収金に係る過誤納金等の還付及び充当に関する事(課税第1班が分掌する事務を除く)。
- (4) 県たばこ税の賦課に関する事。
- (5) 地方消費税の賦課に関する事。
- (6) ふるさと寄附金の受入に関する事。

法人班

- (1) 法人県民税、法人事業税の賦課、検査、調査及び犯則の取締りに関する事。
- (2) 地方法人特別税および特別法人事業税の賦課徴収に関する事。
- (3) 県民税利子割、配当割、株式譲渡割の賦課、検査、調査及び犯則の取締りに関する事。
- (4) (1)及び(3)の事務に係る異議申立て及び過料処分に関する事。

軽油調査課税班

- (1) 軽油引取税の賦課、検査、調査及び犯則の取締りに関する事。(免税証及び免税軽油使用者証の交付及び返納に関するものを除く。)
- (2) 鉱区税、産業廃棄物税及び石油価格調整税の賦課、検査及び犯則の取締りに関する事。
- (3) (1)及び(2)に規定する税目に係る過料処分に関する事。
- (4) 軽油引取税及び産業廃棄物税に係る特別徴収義務者の登録証票の保管、交付及び返納に関する事。
- (5) 輸入軽油対策機動班に関する事。
- (6) 油類分析調査に関する事。

不動産評価班

- (1) 原始取得に係る不動産の価格の決定。
- (2) (1)の事務に係る異議申し立て及び過料処分に関する事。

特別滞納整理班

- (1) 高額滞納案件、広域滞納案件に関する事。
- (2) 徴収金の滞納処分に関する事。
- (3) (1)(2)の事務に係る異議申し立てに関する事。
- (4) 徴収猶予、滞納処分の停止、及び不納欠損処分に関する事。

※沖縄県那覇県税事務所のみ、収納管理班、法人班、軽油調査課税班、不動産評価班及び特別滞納整理班を置く。

※沖縄県名護県税事務所は、課税班と納税班の2班体制とし、課税班は、前述の課税第1班及び課税第2班の業務を、納税班は、前述の自動車税班及び納税班の業務を所掌する。

2 両事務所県税課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 県税の賦課及び徴収に関すること(第122条第2項各号に掲げる事務を除く。)
- (2) 徴収金の出納保管に関すること。
- (3) 徴収金に係る過誤納金の還付及び充当に関すること。
- (4) 市町村における県税の収納事務指導に関すること。
- (5) 徴収簿、出納に関する帳簿等の管理及び記帳に関すること。
- (6) 徴収金の滞納処分及び納税証明に関すること。
- (7) 犯則取締り及び過料に関すること。
- (8) 徴収金の徴収猶予、換価の猶予及び滞納処分の停止並びに不納欠損処分に関すること。
- (9) 徴収金に係る決算事務に関すること。
- (10) その他県税に関すること。

3 自動車税事務所の各班の分掌事務は次のとおりとする。

課税班

- (1) 自動車税環境性能割の賦課徴収、検査、調査及び犯則の取り締まりに関すること。
- (2) 証紙徴収に係る自動車税種別割の賦課徴収、検査、調査及び犯則の取り締まりに関すること。
- (3) (1)及び(2)の事務に関する異議申し立て及び過料処分に関すること。
- (4) 軍人・軍属に係る自動車税種別割(いわゆる「Yナンバー」)の証紙徴収に関すること。(県一円)
- (5) 軽自動車税環境性能割の賦課徴収及び市町村への払込みに関すること。
- (6) 窓口業務委託の管理運営に関すること。
- (7) 庶務に関すること。
- (8) 庁舎管理に関すること。
- (9) 徴収金及び徴収金に係る歳入歳出外現金の収納保管に関すること。
- (10) 自動車税事務に関する関係機関との連絡調整に関すること。
- (11) その他他の班の分掌に属しない事務に関すること。

納税班

- (1) 自動車税種別割の督促状の発付に関すること。
- (2) 自動車税種別割の徴収、滞納処分、徴収嘱託等に関すること。
- (3) 自動車税種別割の徴収猶予、換価猶予、滞納処分の停止及び不納欠損処分に関すること。
- (4) 徴収金に係る過誤納金等の還付及び充当に関すること。
- (5) 自動車税種別割の証紙徴収(いわゆる「Yナンバー」)の還付に関すること(県一円)。
- (6) 自動車税種別割の身体障害者等減免手続きに関すること。
- (7) 自動車税種別割の納税証明に関すること。
- (8) 税公金セルフ収納機の管理に関すること。
- (9) 窓口業務委託の管理運営に関すること(副)。

3 本庁及び事務所等職員数及び現員数

(R5. 4. 1現在)

単位:人

種別 \ 所属		本庁	出先(事務所等)						合計
			那覇	コザ	名護	自動車	宮古	八重山	
定員	事務	20	70	25	16	11	8	8	138
	その他	0	0	1	2	1	0	0	4
計		20	70	26	18	12	8	8	142
現員	事務	20	74	25	15	11	8	8	141
	その他	0	0	1	1	1	0	0	3
計		20	74	26	16	12	8	8	144

4 分掌別税務職員配置数

(R5. 4. 1現在)

単位:人

区分	総務関係	直税関係	間税関係	徴収関係	合 計
本 庁	14	3	1	2	20
事 務 所 等	23	41	19	60	143
合 計	37	44	20	62	163

5 職名別・年齢別人員表

(R5. 4. 1現在)

単位:人

職名 \ 年齢	所長 課長 副参事	班長 主幹	主査	主任 主事	現業職	計
25 歳 以 下	0	0	0	9	8	17
26～30歳以下	0	0	0	16	2	18
31～35歳以下	0	0	2	8	0	10
36～40歳以下	0	0	13	2	0	15
41～45歳以下	0	0	19	1	0	20
46～50歳以下	0	14	18	0	0	32
51 歳 以 上	10	11	27	0	3	51
計	10	25	79	36	13	163